

社会福祉法人 正仁会 倫理規程

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 正仁会（以下「法人」という）の役員及び職員が、社会福祉に貢献する団体の一員として、法人の理念である「医療と介護の切れ目のない連携を第一に考え、地域社会に安心を提供し続ける」ことに誇りを持って遂行できるよう遵守すべき倫理規準について定めたものである。

(適 用)

第2条 本規程は、法人の役員及び法人に使用される職員全て（以下、「職員等」という）に適用する。

(基本的態度)

第3条 職員等は、社会福祉に貢献する団体の一員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行し、信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第4条 職員等は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、患者又は利用者情報を含む職務上知り得た情報その他、法人に関する情報を機密として保護しなければならない。

(法人資産の保護と適切な利用)

第5条 法人の資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、職員等は、法人の資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

(記録保持)

第6条 職員等は、法人の諸規程に基づき、業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

(環境問題への取り組み)

第7条 法人は、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取り組むものとする。

(社会貢献)

第8条 法人は、企業市民の一員として、社会の様々な活動に積極的に参加し、

貢献していくものとする。

(人権の尊重)

第9条 法人は、人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

(職場環境)

第10条 法人は、平等な雇用機会を確保し、職員等に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

(事情説明)

第11条 職員等がこの規程に違反する行為を行った時又は、違反する行為を行っているという疑惑が発生した時は、倫理委員会は職員等に対し、事情説明を求めることがある。

- 2 倫理委員会から事情説明を求められた職員等は、倫理委員会に対し事実を説明しなければならない。
- 3 倫理委員会での調査の結果は、理事会に報告する。

(懲戒)

第12条 本規程に違反した職員等は、倫理委員会からの報告を基に理事会で懲戒処分に付すると裁定された場合には、正規職員就業規則第59条、嘱託職員就業規則第57条、非常勤職員就業規則第58条及び登録型ホームヘルパー就業規則第59条の規程により処分する。

附 則

(施行及び改廃)

第1条 本規程は、平成20年4月1日から施行する。